

お知らせ 家庭用浄化槽の設置補助 について

町では、生活排水による水質汚濁を防止するために、家庭の雑排水（台所、風呂、洗濯などの排水）と、し尿をあわせて処理する浄化槽を設置される方に、予算の範囲内で補助金を交付しています。浄化槽を設置される方は、必要書類を添えて上下水道課又は各総合支所住民福祉課へ申請してください。

- ▼補助対象地域
全域（公共下水道認可区域、農業集落排水整備区域、天王地区を除く。）
- ▼補助対象者
町内で個人住宅に家庭用浄化槽を設置する方
- ▼補助金額
・5人槽
（延床面積130㎡以下）
332,000円
- ・7人槽
（延床面積130㎡超）
414,000円
- ・10人槽
（二世帯住宅）
548,000円

※浄化槽の設置に伴い、必要となる単独処理浄化槽の撤去費用については、補助額

に9万円を限度に加算します。

※補助金額は、国の基準単価の見直しにより変更する場合があります。

▼受付開始日
5月1日（火）

※補助金交付決定前（5月中旬決定予定）の事業着手又は既に設置済みの場合、補助金交付の対象になりません。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ
上下水道課

☎893-1161
吾北総合支所住民福祉課
☎867-2300
本川総合支所住民福祉課
☎869-2112

お知らせ 林地台帳制度が始まります

森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明な森林が増加し森林整備の推進に支障を来していることなどを受け、市町村が、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを林地台帳として整備することとなりました。

4月1日から、この林地台帳の情報については、その一

部を公表するとともに、森林整備の担い手の方々に提供するにより、施業の集約化や適切な森林整備に活用してもらうこととしています。

なお、公表及び情報提供に当たっては、対象情報の制限などがありますので、詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ
森林政策課（吾北庁舎内）
☎867-2322

お知らせ 森林の土地の所有者届出 制度について

▼届出対象者
個人・法人を問わず、平成24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。また、平成24年4月1日以前に森林の土地を取得した方でも、平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立した場合には届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

▼届出期間及び届出先
土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてく

ださい。

▼届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ
森林政策課（吾北庁舎内）
☎867-2322

産業経済課
☎893-1115
本川総合支所産業建設課
☎869-2115

お知らせ 森林の立木を伐採する ときには届出が必要です

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんのお恵をもたらしています。これら森林の持つている多

面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林
保安林などを除く民有林（地域森林計画の対象森林）
保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

1. 届出対象者
森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権原を有する方となります。
- ①自分で、あるいは請負によつて伐採する場合は、森林所有者
- ②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間など
伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村に届出をしてください。

なお、皆伐を行った場合は、伐採後の造林が終わった日、